

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 航空法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十号）の施行に伴い、准定期運送用操縦士の資

格についての航空従事者技能証明の申請をする者等が納付すべき手数料の額を定めること。（本則関係）

第二 この政令は、航空法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行するものとする。

（附則関係）